

## 小委員会交渉の概要

交渉日：令和5年4月20日（木）14時40分

場 所：第一本庁舎内会議室

出席者：当 局 労務担当部長、制度企画課長、職員支援課長、人事制度担当課長

都労連 副執行委員長、書記長、書記次長、法対部長

事項	組合主張	当局主張
2023年一時金の「支給対象・割合・加算制度」の改善要求について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「2023年一時金の『支給対象・割合・加算制度』の改善に関する要求書」を提出</li> <li>○一時金の「支給対象・割合・加算制度」の改善は、休業等の制度利用に伴って一時金が減額されてしまう育児・介護の事情を抱える職員にとって切実な要求であり、退職するまで安心して働くことができるよう、更なる制度改善が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「2023年一時金の『支給対象・割合・加算制度』の改善に関する要求書」及び「2023年夏季休暇の改善要求書」を受領</li> <li>○皆さんからの要求については真摯に受け止めるが、諸般の情勢を十分考慮しながら、慎重に検討していく必要</li> </ul>
2023年夏季休暇の改善要求について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「2023年夏季休暇の改善要求書」を提出</li> <li>○職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、夏季休暇の日数増などによる労働時間短縮が必要</li> <li>○全ての職場で職員の希望に沿った夏季休暇の完全取得ができるようにすること、単年度ごとではなく恒常的に取得期間を拡大すること、会計年度任用職員を含め全ての職員の夏季休暇の日数増を行うことを要求</li> </ul>	
給与制度について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都労連の主張を無視し、行（一）1・2級の水準見直しを示唆する当局の姿勢を容認することはできない</li> <li>○職責差を理由として行（一）1・2級の給与水準を見直すことに断固反対であることを改めて表明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政職給料表（一）の1級・2級について、職責・能力・業績の給与への反映を徹底する観点から、極めて大きな課題と認識しており、人事制度全般への影響も踏まえ、見直しについて更に検討を進めていく必要</li> </ul>
会計年度任用職員制度について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都労連が求めているのは、速やかな会計年度任用職員の処遇改善の実現</li> <li>○常勤職員と一体となって都政を担っている会計年度任用職員の夏季一時金の支給月数を常勤職員と同様に引き上げるとともに、一時金のあり方等については、労使交渉により解決することを改めて強く要求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について、国会における改正法案の審議状況を注視しつつ、都の実情に合わせた検討が必要</li> </ul>

事項	組合主張	当局主張
勤務時間制度等 について		○フレックスタイム制の拡充やテレワークの適正かつ公平な運用の推進、勤務間インターバルの確保に関する施策等について、引き続き、国の動向等を注視していく必要